

主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第7条の2の遵守
事項違反に係る同法第7条の3第1項の勧告及び公表の指針

1 勧告の指針

遵守事項に違反している米穀の出荷又は販売の事業を行う者に対しては、次に掲げる場合を除き、勧告を行う。次に掲げる場合に指導を行ったにもかかわらず、当該指導に従わなかったことが確認された場合も勧告を行う。

〔指導を行う場合〕

遵守事項違反が常習性がなく過失による一時的なものであることが明らかであり、かつ、違反した事業者が直ちに改善方策を講じている場合は、業務の改善、再発防止の徹底その他の必要な事項を指導する。

なお、事業者が県又は国による調査着手を認識する前に県又は国に対し自発的に違反の全容を申告した場合（米穀の出荷販売事業者が遵守すべき事項を定める省令（平成21年農林水産省令第63号）第2条又は第7条の規定に違反したときを除く。）であって、直ちに改善方策を講じているとき（過去にも同様の違反歴がない場合に限る。）は、勧告に代えて、指導を行うこともできることとする。

2 公表の指針

勧告をした場合には、次の（1）から（3）までの事項を公表する。

なお、消費者利益の保護の観点から違反の事実を早急に公表する必要性が高い場合であって、違反事実が確認されているときには、勧告を行わなくても（1）及び（2）の事項を公表することができる。

（1）違反した事業者の氏名又は名称及び住所

（2）違反事実（ただし、鹿児島県情報公開条例（平成19年鹿児島条例第1号）に照らして不開示と判断されるような例外的な事実があれば、当該事実については公表しない。）

（3）勧告の内容